



2019年4月4日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 長 門 正 貢  
(コード番号：6178 東証第一部)  
問 合 せ 先 I R 室 (TEL. 03-3477-0206)

### 連結子会社の普通株式の一部売却に関するお知らせ

当社は、連結子会社である株式会社かんぽ生命保険（コード番号：7181 東証第一部）の普通株式の一部につき、引受人の買取引受けによる株式売出し（以下「本売出し」という。）の方法により売却することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本売出しの詳細については、株式会社かんぽ生命保険が本日付で公表している「株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

#### 記

#### 1. 本売出しの概要

- |                |                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 株式会社かんぽ生命保険 普通株式 168,108,700 株(上限)                                                                                                                                                                                                      |
| (2) 売 出 価 格    | 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2019年4月15日(月)から2019年4月17日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における株式会社かんぽ生命保険普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定する。) |
| (3) 売 出 方 法    | 引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出し(オーバーアロットメントによる売出し(以下に定義する。))と併せて、以下「グローバル・オフERING」と総称する。)とする。                                                                                                                                                  |
| (4) 受 渡 期 日    | 2019年4月23日(火)から2019年4月25日(木)ま                                                                                                                                                                                                           |

#### 注意事項：

この文書は、株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部売却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず株式会社かんぽ生命保険が作成する「株式売出目論見書」(及び訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

での間のいずれかの日。ただし、売価等決定日の6営業日後の日とする。

引受人の買取引受けによる国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、16,891,300株を上限として大和証券株式会社が当社より借受ける株式会社かんぽ生命保険普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が行われる場合があります。かかる場合、当社は大和証券株式会社に対し、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、追加的に株式会社かんぽ生命保険普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を付与します。グリーンシューオプションが行使された場合、当社は大和証券株式会社に対し、当該行使株式数に係る当社が保有する株式会社かんぽ生命保険普通株式の売却を行います。

また、株式会社かんぽ生命保険は、2019年4月4日（木）開催の同社取締役会において、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、取得株式の総数50,000,000株、取得価額の総額1,000億円をそれぞれ上限とし、2019年4月8日（月）から2019年4月12日（金）までの期間を取得期間として、自己株式（株式会社かんぽ生命保険普通株式）の取得に関する事項を決議しています。

今後、株式会社かんぽ生命保険が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、当社は当該自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社かんぽ生命保険普通株式の一部を売却する予定です。かかる場合、グローバル・オファリングに係る売出株式数が減少することとなります。

## 2. 本売出しの目的

郵政民営化法において、当社は、株式会社かんぽ生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」と総称する。）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとするかとされています。この趣旨に沿って、まずは、保有割合が50%程度となるまで段階的に売却していく方針です。

この度、上記方針に従い、株式会社かんぽ生命保険の株価、当社の資金需要、当社の連結業績への影響等を勘案した上で、本売出しの実施を決定いたしました。

なお、株式会社かんぽ生命保険普通株式の売却によって当社が得る資金については、当社の企業価値の向上等に資するよう活用していく方針です。

## 3. 今後の見通し

本売出しにより、株式会社かんぽ生命保険に対する議決権比率は3分の2程度（売却前89%）まで低下しますが、株式会社かんぽ生命保険が当社の連結子会社であることに変更はありません。また、同社が生命保険業を担う重要な子会社であるという位置づけにも変更はありません。

### 注意事項：

この文書は、株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部売却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず株式会社かんぽ生命保険が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

#### 4. ロックアップについて

グローバル・オファリングに関連して、当社は、大和証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。）に対し、売出価格等決定日からグローバル・オファリングに係る受渡期日（当日を含む。）後180日目の日（当日を含む。）までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、株式会社かんぽ生命保険普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しのための株式会社かんぽ生命保険普通株式の貸付け、グリーンシュエーションが行使されたことに基づく株式会社かんぽ生命保険普通株式の売却及び株式会社かんぽ生命保険による自己株式の取得に応じた株式会社かんぽ生命保険普通株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以上

#### 注意事項：

この文書は、株式会社かんぽ生命保険の普通株式の一部売却について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。日本国内において投資を行う際は、必ず株式会社かんぽ生命保険が作成する「株式売出目論見書」（及び訂正事項分）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。